

議案第 48 号

四條畷市交野市清掃施設組合同規約の一部を変更する規約について

次のとおり、四條畷市交野市清掃施設組合同規約の一部を変更するにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

規約案……別記

平成 29 年 9 月 4 日提出

交野市長 黒 田 実

提案理由 新ごみ処理施設の建設等に伴い、規約の一部を改正したいため。

四條畷市交野市清掃施設組合同規約の一部を変更する規約案

四條畷市交野市清掃施設組合同規約の一部を変更する規約

四條畷市交野市清掃施設組合同規約（昭和41年1月20日許可）の一部を次のように変更する。

第3条中「ごみ焼却場」を「ごみ処理施設」に改める。

第4条中「四條畷市大字清滝1051番地」を「交野市大字私市3029番地1」に改める。

第7条第2項を次のように改める。

2 管理者は、関係市の長から互選により選出する。

第7条中第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

4 管理者に事故あるとき又は管理者が欠けたときは、管理者以外の関係市の長である副管理者がその職務を代理する。

5 管理者及び管理者以外の関係市の長である副管理者ともに事故あるとき又は欠けたときは、管理者の属する市の副市長である副管理者がその職務を代理する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この規約は、四條畷市交野市清掃施設組合の告示で定める日から施行する。